

VII いじめ・不登校

1 金明小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校を作るために「金明小学校いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。

○児童、教職員の人権意識を高める。

○児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。

○いじめ問題対策チームを常設し、組織的にいじめの未然防止に努める。

○いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条第1項より)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。

金明小学校では、児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その思いを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、迅速な対応に当たる。

(2) いじめ問題への基本的対応

① いじめを許さない学校づくりについて

- ・「いじめは人間として絶対許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ・教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。
- ・いじめが解決したとしても教職員が知らないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、最低三ヶ月は継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行なう。

② いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめは『どの学校でも、どの子にでも起こりうる』問題であり、早期発見・早期対応が重要である。
- ・朝・帰りの会や授業中などの観察・出席をとるときの声や表情。
- ・健康観察、保健室等での細かな様子の変化を、教職員間で共有し、速やかに連携を図る。
- ・いじめ問題を発見した場合は、まず児童の安全を確保するとともにいじめ問題対策チームに報告し、学校全体で組織的に対応する。
- ・事実関係については当事者だけでなく、保護者、友人からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確且つ迅速に行う。
- ・いじめ問題は学校のみで解決することに固執せず、保護者並びに教育委員会や各関係機関と連携を図る。
- ・いじめが生じた場合には、個人情報の取り扱いに注意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

③ いじめの未然防止・早期対応のための各役割

校長

- ・学校におけるいじめ問題の対処方針を示し、いじめ問題対策チームにおいて、適切な役割分担を行い、対応方針を決定する。

教頭

- ・校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。
- ・実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制をつくる。
- ・いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取り組みを推進する。
- ・育友会や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

生徒指導主事

- ・職員会などの場で、解決策についてリーダーシップを發揮する。
- ・各学年の児童の状況を把握し、いじめが発見された場合には、担任のサポートに努める。
- ・学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- ・学年内のいじめについて校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- ・学校・家庭・地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

学級担任

- ・わかったできた社会で許されない行為は学校においても許されないという毅然とした指導方針を

示し、社会の一員としての責任と義務を指導する。

- ・自分に学級にいじめはあるとの認識を持ち、児童の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- ・授業中に言葉をかけたり、休み時間と一緒に過ごしたりするなど、可能な限り児童と積極的に触れ合うようとする。
- ・いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず生徒指導主事や他の教員との連携を図る。
- ・学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
- ・児童や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

養護教諭

- ・学級担任が気づきにくい児童の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- ・訴えてきた児童の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- ・把握したいじめの情報を、担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- ・担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

④ネットいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、本人やプロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・校内における情報モラル教育、メディアリテラシー教育を進めるとともに、保護者においても学年懇談会、学級・学校だより等で積極的に理解を求めていく。

⑤家庭、地域との連携

- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を計る。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりやPTA総会、授業参観日の道徳の授業、学校評価委員会や評議員会等で伝えて理解と協力を依頼する。
- ・ネットいじめの防止に向けて、金明ほっとネット大作戦の取り組みを周知し、ネットにつながる機器やSNSの危険性を知らせるお便りを出したり、学級懇談会で話題に出したりして保護者に注意を呼びかける。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

(3)いじめ防止のための組織作り

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめを見逃さない学校作りに取り組む。校長をトップに、教頭、生徒指導、教務、教育相談、養護、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等で構成する。

「いじめ問題対策チーム」を中心として、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は組織的に対応する。場合によっては臨時職員会議を開催し、共通理解に立ち、対応策を確認する。今後の対応や再発防止策について「いじめ問題対策チーム」で検討する。

なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(4)重大事態への対処

①「重大事態」とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき。

<重大事案と想定されるケース>

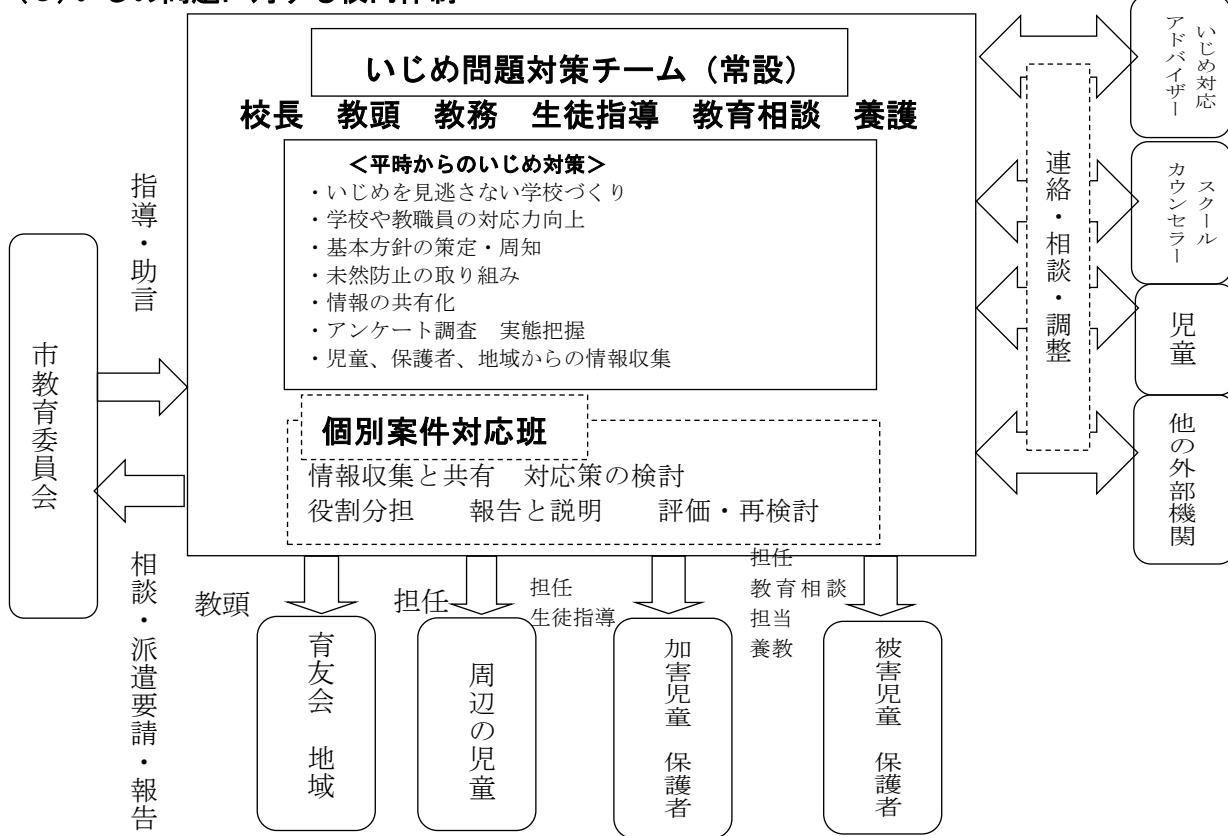
- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

②対処

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- ・事実関係を明確にするための調査を実施とともに、関係諸機関と連携し対応する。
- ・調査結果については、関係児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5)いじめ問題に対する校内体制



(6)いじめ防止のための年間計画

1学期	いじめ問題に対する教職員の共通理解(4月) 児童理解の会（毎月） いじめアンケート(5月) 個別面談週間（いじめアンケートを受けて） ネットトラブル研修（児童、保護者、教師）(6月) 学び合いアンケート（児童、教師） 生徒指導アドバイザー訪問研修会 スクールカウンセラーによるカウンセリング研修会
2学期	児童理解の会（毎月） いじめアンケート(10月) 個別面談週間（いじめアンケートを受けて） お話タイム（担任以外の先生との面談） 学び合いアンケート（児童、教師） 人権週間の取組(12月)
3学期	児童理解の会（毎月） いじめアンケート(1月) 個別面談週間（いじめアンケートを受けて） 学び合いアンケート（児童、教師）
年間を通して	縦割り活動（たてわりチームによる「ふれあいタイム」、たてわり給食） 生徒指導の3機能を意識した学び合い学習の実施 自己肯定感を高める学級経営の工夫 道徳教育の充実 えがおエピソードの紹介等による温かな人間関係作り あいさつ運動・あいさつ週間の実施